

芦 監 報 第 1 6 号

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 重 村 啓二郎

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 都市建設部の都市計画課・都市整備課・建築指導課・建築課・住宅課における平成28年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務
- III 監査の期間 平成29年9月27日から平成29年11月14日まで
- IV 監査の実施内容 監査の実施にあたっては、監査対象が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、執行関係書類の確認及び所管課職員の聴取等を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[都市計画課]

1 組織及び事務事業（平成29年3月31日現在）

都市計画課の組織は、課長1名、主幹（再任用）1名、係長2名、一般技術職4名の合計8名が配属され、さらに嘱託職員2名が配置されている。

事務事業としては、都市計画に係る調査・研究・企画・決定、埋立地の利用計画及び調整、まちの景観形成・屋外広告物・地区計画・まちづくり支援、国土利用計画法に規定する事務、近郊緑地保全区域内における行為に係る届出、風致地区における建築等の行為に係る許可、都市計画審議会の運営、芦屋市建築審査会に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成29年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	2,308,000	0
都市計画総務費	34,941,000	15,127,296
計	37,249,000	15,127,296

3 監査結果

監査対象について、概ね適正に事務が行われていることを確認した。

[建築指導課]

1 組織及び事務事業（平成29年3月31日現在）

建築指導課の組織は、課長1名、係長2名、一般技術職4名の合計7名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、芦屋市住みよいまちづくり条例、都市計画法に規定する開発行為等に係る許可申請等の経由進達、芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例に基づく建築等の規制、駐車場法に規定する路外駐車場の設置に係る届出、租税特別措置法に規定する優良宅地及び優良住宅の認定及び経由事務、建築基準法の規定に基づく特定行政庁及び建築主事が行う事務、芦屋市建築審査会、芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成29年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
都市計画総務費	24,690,000	9,457,032
計	24,690,000	9,457,032

3 監査結果

監査対象について、概ね適正に事務が行われていることを確認した。

[建築課]

1 組織及び事務事業（平成29年3月31日現在）

建築課の組織は、課長1名、係長（技術職2名、事務職1名）3名、一般技術職10名、一般事務職1名の合計15名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、市建築物の計画・設計・工事監理、市建築物に係る設備の計画・設計・工事監理、市建築物の保全に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成29年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
都市計画総務費	16,974,000	7,135,935
計	16,974,000	7,135,935

3 監査結果

監査対象について、概ね適正に事務が行われていることを確認した。

[都市整備課]

1 組織及び事務事業（平成29年3月31日現在）

都市整備課の組織は、課長1名、係長1名、一般技術職2名の合計4名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、都市計画街路事業の事業決定及び工事の施工、都市計画道路事業に係る用地買収及び補償、土地区画整理、市街地再開発事業、住環境整備事業、JR芦屋駅南地区まちづくり、山手第一地区都市環境整備事業、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成29年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
都市計画総務費	154,000	111,000
街路事業費	5,637,000	5,029,120
都市再開発費	86,568,000	21,847,320
都市環境整備事業費	200,000	150,000
計	92,559,000	27,137,440

[都市再開発事業特別会計]

目	予算現額	支出済額
施設建設費	62,897,000	40,784,441
計	62,897,000	40,784,441

3 監査結果

監査対象について確認した結果、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 東芦屋まちづくり協議会補助金及びJR芦屋駅南地区まちづくり協議会補助金について、芦屋市まちづくり助成要綱(以下「要綱」という。)に定められた助成金の交付及び事業実績報告確認等の手続きが遵守されていない。

また、要綱第3条第3項の規定では、助成できる期間は、特別の理由のある場合を除き5年を限度とすると定められているところ、東芦屋まちづくり協議会に対しては平成5年度から23年間に渡り、また、JR芦屋駅南地区まちづくり協議会に対しては平成10年度から18年間に渡り助成金が交付されているが、これまで、助成金の交付を続けるべき特別の理

由があるかどうかの検討がなされた経緯が確認できない。特に、東芦屋まちづくり協議会については同協議会が助成金の交付を受けるべき団体としての適格を有しているかを実質的に判断する必要があるとともに、交付した助成金の使途について、領収書での確認が一部なされていないため、これを必ず確認すべきである。

以上から、要綱に定める助成の本来の趣旨、目的及び手続等を改めて確認の上、適切な対応とするよう改められたい。

[住宅課]

1 組織及び事務事業（平成29年3月31日現在）

住宅課の組織は、課長1名、係長1名、主査（再任用）1名、一般事務職1名及び再任用職員（一般事務職）1名の合計5名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、住宅施策等、市営住宅・改良住宅及び従前居住者用住宅、県営住宅、特定優良住宅、住宅特別融資制度、県住宅再建共済制度に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成29年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	1,130,000	1,129,858
住宅管理費	226,636,000	210,496,714
公営住宅建設費	4,565,697,000	3,943,005,425
特定優良賃貸住宅管理費	274,711,000	272,877,197
計	5,068,174,000	4,427,509,194

3 監査結果

監査対象について確認した結果、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 兵庫県公社住宅（芦屋市管理受託物件）管理業務について、その委託契約書第10条第1項に「受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。」とあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約においても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は契約書どおり業務完了報告書を徴取するよう改められたい。
- (2) 芦屋市特定優良賃貸住宅入居促進業務について、その委託契約書第6条に「受託者は、第3条に掲げる業務について、その活動状況を適宜、委託者に報告するものとする。」とあるが、報告書が提出されていないので、今後は契約書どおり報告書を徴取するよう改められたい。

意見

今回の事務監査においては、平成28年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務について監査を行った。

言うまでもなく、契約行為や補助金の支出については、その手続きの透明性が求められるところであり、支出に至る一連の手続きについて、市民に対して常に簡潔、明瞭に説明がなされるものでなければならない。

具体的には、「委託料」及び「工事請負費」については、随意契約が締結されているものも多く見受けられたが、特に単者との随意契約を行うにあたっては、業者選定理由が抽象的あるいは曖昧なものとならないよう、常に明確にしておく必要がある。

また、補助金については、要綱等に基づいた手続きがなされることは当然であるが、助成目的に沿った補助が行われているかどうかの点についても、常に確認、点検を行うよう努められたい。

以 上